

令和元年

6月農業委員会総会議事録

■日 時	2019年（令和元年）6月14日（木） 14：30 ～ 14：43	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 井阪 正明 2 大谷 康之 3 山千代重榮 4 高橋 一隆 5 小林 修 6 久保 安治 7 福本 敏行 8 飯阪 保 9 辻畑 忠紹 10 辻井 正昭 11 辻林 孝幸 12 友田 博文 [欠席委員] 計（2名） 1 西辻 達佳 7 横田 武 [事務局] 計（4名） 濱田 和宏 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第5条の規定による許可承認について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和元年6月の委員会総会を開催いたします。 では、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶） 初めに出席者数の報告を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。 本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は1番、西辻委員、7番、横田委員でございます。 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
会 長	<p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。 会議に入るまでに本日の議事録記名人は、12番、辻井委員さん、13番、辻林委員さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。 （両委員の承諾あり） それでは、1ページをお開きください。 6月委員会議事日程、議案第1号、第2号、報告第1号、第2号の順に御審議を賜ります。よろしくをお願いいたします。 それでは、2ページ、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権設定1件に関する申請</p>

を別紙のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、小野田町の物件について、事務局の説明を求めます。

飯阪委員さんが申請者のため、退室していただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

(飯阪委員退室)

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書3ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、小野田町で、地目は田、面積は250.05平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は農家住宅であり、借り人は、高齢となり今住んでいる居宅は段差などの関係で住みにくいので、近隣の申請地に新築し、今現在の居宅には子家族が居住する予定であります。

続きまして、地区担当の辻畑委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は今現在農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

申請人に確認したところ、申請書の内容に間違いはなく、許可後速やかに転用し登記地目を変更するとのことでした。

以上、調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

会長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号1については許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

(飯阪委員入室)

それでは、4ページ、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画5件を別表のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、室堂町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件は室堂町で、地目は、田1筆、面積は、1,034平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の横田委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は、申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号1についてはこのとおり決定することといたします。

議案第2号、番号2、鍛冶屋町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件は鍛冶屋町で、地目は、田2筆、面積は合わせて、2,475平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の松下推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認し、貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 ただいまの説明につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号2については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号、番号3、三林町、番号4、三林町の物件については関連しておりますので、一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページ、3番、4番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件は三林町で、地目は、田2筆、面積は合わせて、1,430平方メートルでございます。

貸し手・借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手は申請地を貸すことに同意されております。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号3、4については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号、番号5、山荘町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページ、5番について説明させていただきます。

物件は山荘町で、地目は、田2筆、面積は合わせて、746平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の西辻委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手に電話にて意思確認をいたしました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されております。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしく
お願いいたします。

会 長

説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号5については、このとおり決定することと
いたします。

続きまして、報告に入ります。報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による
届け出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したの
で報告する。

7ページを御参照ください。

続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出の専決受理
について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転3件を専決によ
り受理したので報告する。

9ページを御参照ください。

以上で、予定されました議事は終了いたしました。